

# 千葉県立八千代西高等学校 いじめ防止対策基本方針

## 1 いじめ防止に対する本校の考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の基本的な人権及び教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、心身又は財産に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。本校のいじめ防止対策基本方針は、千葉県いじめ防止基本方針（以下「県基本方針」という。）いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号。以下「法」という。）及び千葉県いじめ防止対策推進条例（平成二十六年千葉県条例第三十一号。以下「条例」という。）の基本理念1を踏まえ、児童生徒がいじめは絶対に許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの当事者とならずに、安心して学校生活を送ることができる環境を整えることを目的として、いじめ防止に積極的かつ効果的に取り組み、生徒等が健やかに成長することができる環境をつくることとする。

いじめ防止等のための方策は、生徒等が自らいじめが絶対許されない行為であると正しく認識し、誰もがいじめの被害者となることのない環境を整えることを基本として行われるものとする。学校はいじめ防止に取り組むとともに早期発見・早期対応に努め、いじめを認識しながらこれを放置することがないように努めるものとする。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 いじめ防止のための組織

本校におけるいじめの防止等の対策のための組織として、「教育相談・特別支援教育推進・いじめ防止対策委員会」をおく。「教育相談・特別支援教育推進・いじめ防止対策委員会」は、教育相談・特別支援・いじめ防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により組織されるものとする。

### （1）全構成員

校長、教頭、生徒指導主事、学年主任、学年担当（学年相談・いじめ防止・学年コーディネーターを兼ねる）養護教諭、特別支援教育コーディネーター、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

### （2）日常業務における協議

教頭、生徒指導主事、学年主任、学年担当、養護教諭、特別支援コーディネーター

### （3）いじめの防止等の対策のための組織の役割

いじめ防止基本方針の策定、いじめの未然防止、いじめ対応、教職員の資質向上のための校内研修、年間計画の企画と実施、年間計画進捗の確認、取り組みの有効性の確認・改善等を行う。

### （4）重大事態の場合における調査組織

学校は次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という）に対処し及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、調査組織を設け、質問票の使用その他の適

切な方法により当該重大事態に関わる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。また、県教育委員会と連携してスクールカウンセラー及びスーパーバイザー等を要請する。

① いじめにより学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき。

② いじめにより学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

#### (5) 重大事態の場合における報告方法

重大事態発生に際しては、教職員は、校長に対して、以下の手順に従い速やかに報告を行う。校長は、県教育委員会に対して電話による一報後、改めて文書により報告する。

発見者→担任・学年主任・生徒指導主事→教頭→校長

※ 校長（教頭）→学校安全保健課【学校危機管理】

## 4 未然防止の取り組み

### (1) いじめに関する共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていく。

教職員の不適切な発言（差別的発言や生徒を傷つける発言等）が体罰やいじめを助長することがあることを踏まえ、教職員が率先して正しい言語活動と思いやりのある助言を行うように努め、暴力や暴言の無い安全・安心な学校づくりを学校全体で取り組んでいく。

全校集会や学級活動（ホームルーム活動）などで校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。常日ごろから、生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段として、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなどの方策を工夫し実践していく。また、保護者への啓発として、いじめに関する情報提供を積極的に行っていく。

### (2) 職員研修

全ての教職員の共通認識を図るため、「教育相談・特別支援教育推進・いじめ防止対策委員会」が中心となり、少なくとも年に二回以上いじめを始めとする「道徳教育」や「人権教育」・「特別支援教育」など生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。また必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家等を講師に招き、より実効的ないじめの問題の解決に資する教職員の職能開発を計画的に行う。

生徒に対する教育では、生徒指導の機能を重視した「分かる授業」の展開（生徒一人一人に「自己存在感」を持たせる場面や「自己決定」の場面を与えるなどの取り組み）が自己有用感を高めるなど、いじめを含めた問題行動の未然防止を目途に教師力の向上を図る。

学校評価においては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、日ごろからの生徒理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等が評価されるように留意する。

### (3) いじめに向かわない態度・能力の育成

ロングホームルームや総合的な学習の時間を始めとした学校の教育活動全体の中で、年間計画に位置づけられた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により「いのち

を大切に作るキャンペーン」や「いじめゼロ宣言」などの活動により生徒の社会性を育むとともに、生徒の自発的な活動を支援し、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、過度の競争意識や勝利至上主義を抑え、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

#### (4) 早期発見のための措置

学校は、定期的なアンケート調査及び相談箱の活用、定期的な教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、生徒が日ごろからいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、いじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援していく。さらに、早期発見のための一助として、インターネットを通じた窓口の周知に尽力する。生徒及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、保健室や教育相談室の利用、電話相談窓口について広く周知する。そして、学校における相談窓口として各学年に相談窓口となる担当職員をおくとともに、学校ホームページに「学校生活相談窓口」及び「教育相談窓口」を掲示し、いじめの早期発見に尽力する。さらに、職員に生徒や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど定期的に教育相談体制を点検・改善する。

定期的なアンケートや教育相談以外にも、いじめの早期発見の手立ては、休み時間や放課後の雑談の中などで生徒の様子に目を配ったり、交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。これらにより集まったいじめに関する情報についても学校の教職員全体で共有する。

## 5 いじめ発生時の対応

### (1) 発見したとき及び通報を受けたときの対応

発見したとき及び通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが大切である。教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、警察を含めた関係機関・専門機関と連携し対応に当たる。

### (2) いじめられた生徒又はその保護者への支援

いじめられた生徒から、事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている生徒にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、生徒の個人情報等の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。家庭訪問等により、迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行うことが大切である。また、事実確認のための聴き取

りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

### (3) いじめた生徒への指導又はその保護者への助言

いじめたとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。その際、被害者・情報提供者への圧力防止を図りながら、複数の教職員による聴取や記録を行うとともに聴取時間や聴取場所の環境・休憩や飲食などに留意する。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行っていく。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導のほか、さらには出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第11条の規定に基づき、適切に、生徒に対して懲戒を加えることも考えられる。ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、いじめた生徒が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

### (4) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害生徒による被害生徒に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害生徒と加害生徒を始めとする他の生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが望まれる。

### (5) ネットいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっているので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

早期発見の観点から、学校の設置者等と連携し、学校ネットパトロールを実施することにより、

ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、生徒が悩みを抱え込まないように、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知する。パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、学校における情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解と協力を求めていく。

## 6 事後対策

### (1) 心のケア

生徒に対する親身な教育相談を一層充実させるため、スクールカウンセラー等の活用や、養護教諭等との連携を積極的に図る。また、教育相談について全教職員が参加する実践的な校内研修を実施し、学校全体での相談体制を充実させる。

### (2) いじめを継続させないための弾力的な対応

いじめられる生徒には、いじめの解決に向けての様々な取組を進めつつ、生徒の立場に立って、緊急避難としての欠席が弾力的に認められる。その際、保護者と十分に連携を図るとともに、その後の学習に支障を生ずることのないように工夫するなど十分な措置を講ずる必要がある。いじめられる生徒又はいじめる生徒のグループ替えや座席替え、さらに学級替えを行うことも必要である。また、必要に応じて生徒の立場に立った弾力的な学級編制替えも工夫されてよい。いじめられる生徒には、保護者の希望により、関係学校の校長などの関係者の意見も十分に踏まえて、学校の変更についても配慮する必要があること。この場合、いじめにより生徒の心身の安全が脅かされるようなおそれがある場合はもちろん、いじめられる生徒の立場に立って、いじめから守り通すため必要があれば弾力的に対応する。

### (3) 家庭・地域社会との連携

いじめの問題は、学校のみで解決することに固執してはならない。学校においていじめを把握した場合には、速やかに保護者及び教育委員会に報告し、適切な連携を図る。保護者等からの訴えを受けた場合には、まず謙虚に耳を傾け、その上で、関係者全員で取組む姿勢が重要である。

学校におけるいじめへの対処方針、いじめに関する調査、いじめに関する指導計画等の情報については、日ごろより、積極的に公表し、保護者等の理解や協力を求めるとともに、学校ホームページにこの基本方針を掲載し、各家庭でのいじめに関する取組のための具体的な資料として役立ててもらえるような工夫を行う。いじめ等に関して学校に寄せられる情報に対し、誠意を持って対応する。いじめの問題の取り組み・評価・分析・改善に関し、年度毎に学校と保護者や地域の関係者との意見交換の機会を設ける、特に PTA と学校との実質的な連絡協議の場を確保するなどにより、家庭・地域社会との連携を積極的に図る。さらに、そこから派生した改善点等については、学校基本方針の見直しも含め検討する。